

平成28年4月18日
県民交流課
内線 3811・3813
外線 225-1361
担当:宮野・野田

災害義援金の受け付けについて

平成28年熊本地震の被災地を支援するため、災害義援金募集に関する受付窓口等を下記のとおり開設します。

記

1 現金による受付

(1) 受付期間

平成28年4月18日(月)から当分の間

(2) 受付窓口

- ・ 県庁行政庁舎1階総合案内、奥能登総合事務所、中能登総合事務所、小松県税事務所に募金箱を設置
- ・ 受領証が必要な方に対しては、県庁行政庁舎10階の県民交流課で発行
※県事務所で受け付けた義援金にかかる受領証については、後日郵送
- ・ 受付窓口については、今後、拡大する予定

(3) 受付時間

午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)

2 口座への払込

(1) 受付期間

平成28年4月19日(火)から当分の間

(2) 払込口座

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
平成28年熊本地震 石川県民募金	北國銀行県庁支店	普通預金 5570

※ 北國銀行各店窓口での振込・振替の場合、手数料が免除されます。

(ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は免除となりません。)

3 問い合わせ

石川県県民文化局県民交流課

TEL 076(225)1361

4 義援金の取扱い

- ・ 県で一時的預かりし、一括して被災県の義援金受付窓口へ送金する予定です。
- ・ 提供された義援金については、募金事務局の受領証原本又は銀行等の義援金受付口座への振込領収書原本をもって寄附金税額控除及び損金算入できます。

〔 所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号にかかる寄附金に該当します。 〕